

原子力被災12市町村農業者支援事業実施要綱

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
制 定 平成28年10月11日付け28文第152号
最終改正 令和3年3月26日付け2地第404号

第1 趣旨・目標

東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村。

（以下「原子力被災12市町村」という。）の全域において、第4に規定する取組を支援することによって、当該地域の農業者の営農再開等を促進することを目的とし、原発事故の影響により、原子力被災12市町村において平成23年度以降に農産物生産の中止等を余儀なくされた農地のうち、令和7年度末までに6割の営農再開を図ることを目標とする。

第2 基金に関する事項

1 基金の造成

福島県知事は、第1の趣旨を踏まえ、福島県条例の定めるところにより、原子力被災12市町村の農業者の営農再開等を支援する基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

2 基金の造成財源

福島県知事は、国からの補助金を原資として、基金を造成するものとする。なお、福島県知事は、国から補助金の交付を受けた場合、ただちに基金を造成するものとする。

3 基金の管理・運営

福島県知事は、福島県条例の定めるところにより、基金の管理・運営を行うものとする。なお、基金の運用を行う場合には元本割れを起こさない方法で運用するものとし、かつ基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

4 基金の使途

基金は、原子力被災12市町村農業者支援事業（以下「支援事業」という。）以外に使用してはならない。ただし、第5の事務費を支出する場合を除く。

5 基金の返納

福島県知事は、第3の2の事業実施期間が終了し、補助金の支払いが終了した場合、基金残額を国に返納するものとする。

また、国は、支援事業が終了する前であっても、当該事業に「補助金等

の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」
3の（4）アを準用し、使用する見込みのない基金保有額があるときは、これを納付させることがある。

6 基金から補助金等を交付する場合に事業実施主体等に対して付すべき条件

福島県知事は、基金から事業実施主体等に対して補助金等を交付するとき、本要綱第2の4の規定に準ずる条件を付さなければならない。

第3 支援事業の実施

1 事業の対象地域

第4の取組については、原子力被災12市町村の区域全域を対象地域とする。

2 事業実施期間

支援事業の実施期間は、令和8年3月31日までとする。

3 事業の着工等

事業の着工等は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、補助金の交付決定前に着工等を行うことができるものとする。

第4 支援事業の内容等

支援事業は、原発事故の影響により、農産物生産の中止等を余儀なくされた原子力被災12市町村において、営農再開等を行う場合に必要となる農業用機械、施設等の導入の取組（以下「取組」という。）に必要な経費を基金から福島県知事が事業実施主体に助成するものとし、取組の内容、事業実施主体、採択要件及び補助率等は別記に定めるとおりとする。

第5 事務費の取扱い

1 事務費の取扱い

支援事業の円滑な実施を図るため、事業説明会の開催、書類審査、事業実施主体への訪問指導、現地確認及び補助金の支出等に必要な事務費を基金の中から支出できるものとする。

2 支出の上限及び補助率

事務費として支出可能な額は、第2の2の規定に基づき造成した基金造成額の2%以内とし、補助率は定額とする。

3 事務費の使途基準

事務費の使途は、別表1のとおりとする。

第6 事業の実施手続

1 事業実施計画書の作成及び承認

支援事業の実施を希望する者は、農林水産省大臣官房地方課長（以下、「地方課長」という。）が別に定める様式により事業実施計画書を作成し、福島県知事の承認を受けるものとする。

支援事業の実施を希望する者は、過剰とみられるような農業用機械、施設等の導入を排除する等、徹底した事業費の低減を図るとともに、導入する農業用機械、施設等の導入効果等を十分検討するものとする。

福島県知事は、事業実施計画書の内容を審査し、適正であれば遅滞なく承認するものとする。

2 事業実施計画書の重要な変更

事業実施主体は、福島県知事により承認された事業実施計画書について、以下に掲げる事項を変更する場合は、地方課長が別に定める様式により変更申請書を作成し、福島県知事の承認を受けるものとする。この場合の福島県知事の手続は、上記1に準ずるものとする。

ア 承認された事業実施計画の承継にかかる事業実施主体の変更

イ 第4に掲げる取組の追加又は中止

ウ 補助金額の変更申請を伴う、経費の増加又は30%を超える減少

3 交付申請及び交付決定

上記1の承認を受けた事業実施主体は、福島県知事が別に定める交付申請様式に事業実施計画書を添付し、福島県知事あてに交付申請を行うものとする。提出期限は福島県知事が別に定めるものとする。

福島県知事は、交付申請の内容を審査し、別表2に規定する補助対象経費であることを確認のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、遅滞なく交付決定を行うものとする。

4 変更交付申請及び変更交付決定

上記2の事業実施計画書の重要な変更に係る変更交付申請及び変更交付決定の手続は、上記3に準ずるものとする。

5 概算払い

福島県知事は、取組の実施に必要な経費の概算払いができるものとする。

6 実績報告・補助金の額の確定等

事業実施主体は、取組の終了後、地方課長が別に定める様式により実績報告書を作成し、福島県知事が別に定める実績報告様式に添付し、福島県知事に提出するものとする。提出期限は福島県知事が別に定めるものとする。

福島県知事は、実績報告書の内容を審査し、事業実施計画書の内容及び別表2に規定する補助対象経費に適合すると認めたときは、遅滞なく交付すべき補助金額を確定し、その旨を事業実施主体に通知するとともに、基金から補助金を支払うものとする。ただし、確定した補助金額を超える補

助金が概算払いにより交付されているときは、その差額の返還を求めるものとする。

7 その他

福島県知事は、支援事業の実施に必要な手続を別に定めるものとする。

第7 事業実施状況の報告

福島県知事は、毎年6月30日までに前年度の事業実績を地方課長が別に定める様式により地方課長に報告するものとする。

第8 支援事業の完了報告

福島県知事は、支援事業が完了したときは、その日から起算して70日を経過した日までに地方課長が別に定める様式による支援事業完了報告書を地方課長に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、地方課長の承認を受けなければならない。

第9 支援事業の経理等

福島県知事は、支援事業の経理について、支援事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿及び証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

第10 事業目標に対する評価

支援事業の目標の達成状況については、次に掲げる方法で評価を行うものとする。

- 1 福島県知事は、第6の6により事業実施主体から提出された実績報告書及び支援事業の対象となった市町村の協力を得て実施する市町村ごとの営農再開の進捗状況の調査結果等を踏まえ、第1の趣旨・目標に係る支援事業の実施状況を点検評価し、その結果を、毎年7月31日までに地方課長に報告するとともに、必要に応じ、事業実施主体に指導を行うものとする。
- 2 地方課長は、上記1の福島県知事からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、支援事業の実施状況及び事業目標の達成度の評価を行うこととし、この評価結果を踏まえ、必要に応じ、福島県知事に指導を行うものとする。
- 3 1及び2により点検評価を行った福島県知事及び地方課長は、その結果を公表するものとする。

第11 書類の保存期間

福島県知事は、支援事業に係る帳簿及び証拠書類を支援事業が完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存す

るものとする。

第12 事業の適正な推進及び執行の確保

- 1 福島県知事は、支援事業の効果的かつ適正な推進及び適正な執行の確保を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携、事業実施主体に対する適正な管理運営（関係書類の整備、施設等の管理・処分等）の指導等に取り組むものとする。
- 2 福島県知事は、事業実施主体が取組の実施に関連して違法又は本要綱その他の関連規定等に反する行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該行為に関する調査及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置その他の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- 3 福島県知事は、上記2に該当する事業実施主体が新たに取組の実施を希望し、第6の1の事業実施計画書の承認を求める場合、事業実施主体から報告を受けた当該行為の詳細及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の内容が、取組の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、承認を行わないものとする。
- 4 国は、福島県知事に対して、支援事業の実施等に係る資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

第13 管理運営

事業実施主体は、取組により導入した農業用機械、施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その導入目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

附則

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附則

この改正は、平成28年11月7日から施行する。

附則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この改定は、令和3年4月1日から施行する。

農業用機械、施設等の導入支援

1 事業の実施基準

- (1) 本事業は、原発事故の影響により、農産物生産の中止等を余儀なくされた原子力被災12市町村において、事業実施主体が営農再開等を行う場合に、農産物（飼料作物を含む。以下同じ。）の生産等に必要な農業用機械、施設等の導入を支援する。
- (2) 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて実施するものでないこととする。
- (3) 補助対象とする経費は、取組の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、取組の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。
- (4) 補助対象とする農業用機械、施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の農業用機械、施設及び資材の有効利用並びに経費の低減等の観点から、増築、改築、併設、修繕等、又は古品古材の利用も認めるものとする。

この場合の古品古材については、新資材等と一体的な施行及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数（機械単体は2年以上）を有するものとする。
- (5) 補助対象経費の上限額は、1,000万円とする。

ただし、事業実施主体が、福島県営農再開支援事業の交付を受け、家畜の導入を行う場合は、当該事業と本事業の補助対象経費を合算した額が、1,000万円を超えてはならない。
- (6) 事業実施主体があらかじめ提出した事業実施計画書が、市町村が策定する復興計画等に沿ったものであることを市町村に確認されており、かつ、事業実施主体の経営規模又は経営内容からみて、営農再開等にあって多額の初期投資が必要であることを市町村に確認されている場合には、補助対象経費の上限額は、3,000万円とする。

ただし、事業実施主体が、福島県営農再開支援事業の交付を受け、家畜の導入を行う場合は、当該事業と本事業の補助対象経費を合算した額が、3,000万円を超えてはならない。
- (7) 事業実施主体において、事業実施主体の自己負担分の資金が適正に確保されることが確実に見込まなければならない。
- (8) 次に掲げるものは、補助対象経費の対象外とする。
 - ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの

- イ) リース方式による農業用機械、施設等の導入
- (9) 支援事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）」の基準を適用しないものとする。
- (10) 別表2の事業内容は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。以下同じ。）内において行われるものとする。
- ただし、農業振興地域以外の地域であっても、原子力被災12市町村の営農再開等の促進を図る上で福島県知事が適当であると認める場合については、支援事業を実施することができるものとする。
- (11) 農業用機械、施設の導入においては、原子力被災12市町村の営農再開等を行う農業者のうち、福島再生加速化交付金（帰還環境整備）交付要綱（平成26年2月28日付け25食第200号農林水産事務次官依命通知）に基づく被災地域農業復興総合支援事業に規定する「被災地域の農業の復興に関する目標」に向けて市町村の選定を受けて経営展開を図る者は当該事業が対象となり、それ以外の者は支援事業の対象となるものとする。

2 補助対象の事業費の内容、構成及び積算

補助対象の事業内容、補助対象経費は、別表2のとおりとし、積算等については、地方課長が別に定めるところによるものとする。

3 導入した農業用機械、施設等の管理運営等

福島県知事は、事業実施主体に対し、導入した農業用機械、施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するよう指導するものとする。

(1) 管理方法

ア 福島県知事は、事業実施主体が導入した農業用機械、施設等について、補助金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数表（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数表をいう。以下同じ。）に相当する期間に準じて処分制限期間を設定するよう指導するものとする。

イ 福島県知事は、事業実施主体に対し、農業用機械、施設等の管理状況を明確にするため別記様式による財産管理台帳を備え置くよう指導するものとする。

ウ 福島県知事は、事業実施主体に対し、農業用機械、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、適正な管理運営が行われるよう指導するものとする。

(2) 財産処分の手続

ア 福島県知事は、事業実施主体が導入した農業用機械、施設等について、(1)のアで設定した処分制限期間内に、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、補助金適正化法第22条に準じた財産処分として、「補助事業等により取得し、又は効果の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。(以下「承認基準」という。))の第3条に規定する財産処分承認申請書の様式に準じて福島県が別に定める様式により、事業実施主体に福島県知事の承認を受けさせるものとする。また、福島県知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準の定めるところにより留意しなければならない。

イ 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を福島県知事に納付させることがある。

(3) 災害の報告

福島県知事は、事業実施主体が導入した農業用機械、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに、地方課長が別に定める様式により事業実施主体に報告させるものとする。

4 事業実施主体

事業実施主体は、原子力被災12市町村において、営農再開等を行う農業者等(農業者、集落営農組織、農業法人等)とする。

5 採択要件

第1の目標に即した事業目標を定めること。

6 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表2に定める。

7 補助率等

本事業の補助率は3/4以内とする。

なお、導入する果樹の新植・改植の10aあたりの補助金の上限額は、地方課長が別に定めるところによるものとする。

(別表1)

事務費の使途基準

費用項目	使途基準
1 振込手数料	「振込手数料」とは、基金から支出される補助金を福島県が事業実施主体の口座へ振込むために要する手数料とする。
2 消耗品費	「消耗品費」とは、福島県が基金の管理、書類審査、事業の説明会を開催するための消耗品、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。
3 旅費	「旅費」とは、福島県が支援事業で整備された農業用機械、施設等の管理状況の確認、事業実施主体への訪問指導、事業の説明会開催を行う際の移動や宿泊に必要な経費とする。
4 給料	「給料」とは、基金を管理するために必要な業務（資料の収集・整理、事務補助等）を目的として、基金を管理する福島県が雇用した会計年度任用職員（フルタイム）に対して支払う実働に応じた対価とする。 (雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「給料」としてではなく、下記の6「その他」の区分とする。) 給料の単価については、福島県の支給規則や国の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定するものとする。
5 職員手当等	「職員手当等」とは、基金を管理するために必要な業務（資料の収集・整理、事務補助等）を目的として、支援事業を実施する福島県が雇用した会計年度任用職員（フルタイム）に対して支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当及びへき地手当とする。
6 報酬	「報酬」とは、基金を管理するために必要な業務（資料の収集・整理、事務補助等）を目的として、基金を管理する福島県が雇用した会計年度任用職員（パートタイム）に対して支払う実働に応じた対価とする。 (雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「報酬」としてではなく、下記の6「その他」の区分とする。)

	報酬の単価については、福島県の支給規則、国の規程その他の業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定するものとする。
7 期末手当	「期末手当」とは、基金を管理するために必要な業務（資料の収集・整理、事務補助等）を目的として、支援事業を実施する福島県が雇用した会計年度任用職員（パートタイム）に対して支払う期末手当とする。
8 費用弁償	「費用弁償」とは、基金を管理するために必要な業務（資料の収集・整理、事務補助等）を目的として、支援事業を実施する福島県が雇用した会計年度任用職員（パートタイム）に対して支払う通勤に係る費用とする。
9 その他	「その他」とは、福島県における、基金管理に係る業務のための労働者派遣事業者から会計年度任用職員の派遣を受けるための経費、会計年度任用職員を雇用するための経費（「給料、職員手当等、報酬、期末手当及び費用弁償」を除く。）、事業実施主体に対する技術指導等を行う場合の必要な学識経験者等の旅費・謝金、光熱水料、通信運搬費（切手、電話等）、複写費、印刷費、会議費（会場借料等）、交通費（勤務地域内を移動する場合の電車代等の上記3「旅費」で支出されない経費）、自動車等借上料、送金手数料、写真現像料等の雑費等とする。
10 市町村事務費	「市町村事務費」とは、基金管理に係る業務において市町村が消費する上記1から9までの経費とする。なお、この場合、上記1から9までの文中における福島県は市町村と読み替えるものとする。

補助対象経費

事業内容	補助対象経費
1 農業用機械等の導入	事業実施主体が、自らの経営において、農産物（飼料作物を含む。以下同じ。）の生産、流通、販売に必要な下記の（１）から（９）の機械の導入に要する経費とする。 （１）耕耘・破砕 （２）施肥 （３）播種 （４）移植 （５）栽培管理 （６）防除 （７）収穫 （８）調製・出荷用機械 等 （９）原則として、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPS ガイダンスシステム、パソコン、運搬用トラック等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。 ア フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPS ガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）、ほ場観測施設及び中間拠点施設（農機具格納庫）等については、以下の要件をすべて満たすものであること。 （ア） 他用途に使用されないものであること。 （イ） 農業経営において真に必要であること。 （ウ） 導入後の適正利用が確認できるものであること。 イ ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫）等の施設については、アの（ア）から（ウ）までの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。また、農機具格納庫は、補助対象機械を収容し、かつ、当該機械と併せて設置する場合に限り補助対象とする。この場合、補助対象に係る施設の床面積規模は、補助対象機械の大きさ及び台数からみて合理的なものであるとともに、設置場所の立地条件等からみて、通路等の関連空間及び設置空間が適正に確保されているものとする。 （10）利用面積の取扱い 導入する機械は、過剰な投資とならないよう、「福島県特定高性能農業機械導入計画」に記載のある機械であるときは、その利用規模下限面積をおおむね満たすものとする。ただし、地域の実情に照らして、福島県知事が特に必要と認める場合には、別に利

用規模の下限面積を定めることができるものとする。

2 施設の整備等

事業実施主体が、自らの経営において、農産物の生産に必要な下記の（１）から（４）の施設の整備に要する経費とする。

（１）パイプハウス、果樹棚

ア 栽培用ハウス

イ ハウス附帯施設

加温・冷房・除湿機、換気装置、灌水装置、カーテン装置等
なお、ハウス附帯施設のみを導入することもできる。

ウ 高度環境制御栽培施設

灌水同時施肥栽培装置、露地用灌水装置、養液栽培装置、複
合環境制御装置、多目的細霧冷房施設、栽培用照明装置、防風
施設、防霜施設、簡易な暗渠施設等

（２）家畜飼養管理施設

ア 乳用牛

管理施設搾乳牛舎、搾乳施設、乾乳牛舎、育成牛舎等

イ 肉用牛

（ア）肉用牛繁殖

繁殖雌牛用牛舎、分娩用牛舎、子牛ほ育成牛舎等

（イ）肉用牛肥育・育成

肉用牛の肥育牛舎、育成用牛舎等

ウ 養豚

繁殖用豚舎、分娩ほ育豚舎、育成豚舎等

エ 養鶏

ウインドレス鶏舎、孵卵施設、鶏卵選別包装施設等

オ 施設と一体的に整備する施設は、次の全てに該当するもの

（ア） 家畜飼養管理施設と併せて設置する設備であること。

（イ） 整備する設備は、給餌、ほ乳、家畜排せつ物の搬出等
基本的な生産工程に直接関わり、かつ、施設に備え付け
られた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行
われる生産工程のあり方の本質に関わるものであること。

（３）家畜排泄物処理施設

ア 堆肥処理施設

堆肥舎、堆肥発酵施設、乾燥施設、堆肥調製保管施設、副資
材保管施設等

イ 汚水処理施設

貯留槽、浄化处理施設、スラリータンク等

ウ 脱臭施設

- エ 施設と一体的に整備する施設は、次の全てに該当するもの
- (ア) 家畜排泄物処理施設と一体的に整備する設備
 - (イ) 堆肥処理施設にあつては、水分調整、発酵等基本的な処理工程に直接関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。
 - (ウ) 汚水処理施設の設備にあつては、固液分離、ばっ気脱窒等基本的な処理工程に直接関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。
 - (エ) 脱臭処理の設備にあつては、臭気の吸引、洗浄除去等基本的な処理工程に直接関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。

(4) 自給飼料関連施設

自給飼料調製・保管施設、飼料原料保管施設、混合飼料等調製・保管・供給施設等

- ア 施設と一体的に整備する施設は、次の全てに該当するもの
- (ア) 自給飼料関連施設と併せて設置する設備であること。
 - (イ) 整備する設備は、粉碎、混合、調製等基本的な生産工程に直接関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わるものであること。

(5) 留意事項

事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業災害補償法に基づく園芸施設共済等への加入に努めるものとする。

3 施設の撤去

事業実施主体が、自らの経営において、施設の整備等に関する上記2の施設の導入に必要な撤去に要する経費とする。

4 果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入

事業実施主体が、自らの経営において、果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入に要する経費とし、補助対象経費とする花き等の種苗等の要件は、地方課長が別に定めるところによるものとする。

別記様式

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業主体）名

地区名		地区	事業実施年度		令和	年度		農林水産省所管補助金名							処分制限期間		処分の状況		摘 要		
事業 区分	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分									耐 用 年 数	処分制限 年月日		承 認 年月日	処分の 内 容
	事業種目	事業主体	工種、構 造施設区 分	施行箇所 または設 置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分												
									国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他									
								円	円	円	円	円									
	小 計																				
	小 計																				
/	合 計																				

- (注) (1) 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
(2) 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸し付け、担保提供等別に記入すること。
(3) 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称または補助金返還額を記入すること。
(4) この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。